

(協議事項第1号)

本庄市都市計画審議会規則の制定について

本市の附属機関の会議の情報公開に関し、全庁的に、より一層の情報公開の推進を図り、附属機関の規定を整備するため、審議会規則（市の標準例）を基に、会議の公開、会議録の公表、庶務規定等について、本庄市都市計画審議会規則として制定するものです。

協議1 会議の公開の可否について

会議は公開とする

審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(本庄市都市計画審議会規則(案)第2条)

協議2 傍聴人の定員について

傍聴人の定員は、会議会場の大きさに応じ適宜対応する。

協議3 会議録の調整・公表について

「会議録作成に当たっての留意事項」のとおりとする。

(平成28年度 第1回都市計画審議会協議事項)

本庄市都市計画審議会規則（案）

（趣旨）

第1条 本庄市都市計画審議会条例（平成18年本庄市条例第166号）第9条の規定に基づき、本庄市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開の可否等）

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（会議の開催の事前公表）

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- （1） 開催日時
- （2） 開催場所
- （3） 議題
- （4） 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- （5） その他周知が必要な事項

（会議の傍聴等）

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴人は、傍聴している間、会議に配布された資料等を閲覧することができる。

（会議録等の公表）

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

（関係者の出席等）

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○本庄市都市計画審議会条例

平成18年1月10日

条例第166号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、本庄市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者 5人以内

(2) 市議会の議員 5人以内

2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから審議会を組織する委員を委嘱することができる。

(1) 関係行政機関又は埼玉県の職員 2人以内

(2) 市内に住所を有する者 3人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門に関する調査が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、必要に応じ常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員若干人をもって組織する。

3 常務委員会の議事は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。